

吸収分割にかかる事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項
吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2026 年 2 月 20 日

株式会社エクサウイザーズ

株式会社 Exa Enterprise AI

東京都港区芝浦四丁目2番8号
株式会社エクサウィザーズ
代表取締役 春田 真

東京都港区芝浦四丁目2番8号
株式会社 Exa Enterprise AI
代表取締役 大植 真真

株式会社エクサウィザーズ（以下「当社」又は「分割会社」といいます。）及び株式会社 Exa Enterprise AI（以下「承継会社」といいます。）は、2026年2月12日付で吸収分割契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社が営むHR Tech事業（テクノロジーを活用した人事領域における各種支援に関する事業）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うこととしました。

本件吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割の対価の定め相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、株式その他一切の金銭の交付は行いません。分割会社が承継会社の発行済株式の全部を保有していることから相当であると判断しております。

3. 分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しておりません。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

① NTT ドコモビジネス株式会社との資本業務提携及び第三者割当による自己株式の処分

当社は、2025年5月28日開催の取締役会において、NTT ドコモビジネス株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：小島克重）との間で資本

業務提携を行うこと及び同社に対する第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結しております。資本業務提携契約及び第三者割当による自己株式の処分の概要は、以下の通りです。

ア 資本業務提携契約及び第三者割当による自己株式の処分の概要

(ア) 資本業務提携先企業の名称及びその事業内容

名称 NTT ドコモビジネス株式会社

事業内容 ICT サービス・ソリューション事業、国際通信事業及びそれに関する事業等

(イ) 資本業務提携及び第三者割当による自己株式の処分の目的

当社グループは、創業来高いセキュリティレベルを求める日本企業のオフィスワーカーが業務で使える、AI・生成 AI のソリューションやプロダクトの開発・提供をし、国内 AI 市場のリーディングカンパニーとして AI の活用と普及に取り組んでまいりました。2025 年 3 月末時点で、1,800 社に及び企業との取引を通じて、業務効率化、生産性向上に寄与しています。

NTT ドコモビジネス株式会社は、2022 年よりドコモグループにおける法人事業の中核を担う企業となり、生成 AI の活用により新たな価値創造や社会・産業の課題解決などに貢献しています。全国にある支社を通じて 65 万社の顧客基盤を持っており、その地場で活躍する社員による営業力や販売網が強みです。

これまでも当社グループを NTT ドコモビジネス株式会社は「tsuzumi on exaBase Studio」をはじめとした、NTT ドコモビジネス株式会社の「tsuzumi」を活用したソリューションの提供など、実案件を重ねながら協業関係を深めてまいりました。さらに両社は互いの強みを活かし、当社グループの AI サービス・プロダクトを NTT ドコモビジネス株式会社が持つ顧客への販売を行い全国各地で導入を拡大していくことで、日本企業のオフィスワーカーの生産性向上に寄与していくことを目指し、各プロダクトの販売店契約締結を順次進めています。

しかしながら、近年、生成 AI や AI エージェントの登場により、企業における AI 活用の検討が急速に進められています。検討を進めていくなかで、業務データを扱う上でのセキュリティに関する懸念や、汎用型 AI では使用者のスキルに依存し会社全体での活用が進まないという課題に、各企業が直面しています。

そこで、当社と NTT ドコモビジネス株式会社は、NTT ドコモビジネス株式会社の AI 基盤や業界別ソリューションと、当社の AI

エージェント開発・運用プラットフォームを掛け合わせ、各企業向けにカスタマイズした信頼性の高い AI エージェントを開発・運用できるセキュアな AI プラットフォームを提供するとともに、業界・業務特化型 AI エージェントの開発・提供することで、各企業直面する課題を解決することが可能であると考えています。両社で共同開発するセキュアな AI プラットフォームや業務特化型 AI エージェントによって、各企業が保有する業務データを適切に扱いながら業務に適合した AI 活用を実現できると、双方共同事業への合意に至りました。

このセキュアな AI プラットフォームや業務特化型 AI エージェントの開発に向けた本資本業務提携の一環として、本自己株式処分は、NTT ドコモビジネス株式会社を処分先として行うものであり、当社と NTT ドコモビジネス株式会社との協力体制により強固なものとし、事業の推進をより確実なものにしてまいります。

(ウ) 資本業務提携の内容

a. 業務提携の内容

NTT ドコモビジネス株式会社の有するドメイン知識（注 1）や顧客基盤等の事業アセットと、当社が有するデジタル・AI 領域における技術力及び事業開発力を相互に活かし、AI 領域におけるさらなる事業開発を推進していきます。

(a) セキュアな AI プラットフォームの共同開発・提供

NTT ドコモビジネス株式会社が提供する「SDPF クラウド/サーバー」（注 2）やセキュリティー体型ネットワークサービス「docomo business RINK」などを組み合わせた AI 基盤と、当社が提供する「exaBase Studio」（注 3）を組み合わせ、各企業が保有する機密性の高い業務データ等の情報を各企業のセキュリティーポリシーに合わせたセキュアな環境で管理し、業務にあわせてカスタマイズ可能な AI エージェントを搭載したプラットフォームを共同開発・提供します。

(b) 業界・業務特化型 AI エージェントの共同開発

高い専門性が求められ、機微な情報の取り扱いを必要とする業界・業務に特化した AI エージェントを共同開発・提供します。金融・公共・製造を初期ターゲットとして取り組みを開始します。

(c) NTT ドコモビジネス株式会社による当社 AI サービス群

の販売提携

当社 AI サービス群（exaBase 生成 AI、exaBase 生成 AI for 自治体、exaBase 生成 AI for アカデミー、exaBase Studio、exaBase セールスエージェント、gacco ロープレ（注 4））を、NTT ドコモビジネス株式会社の業界別ソリューションのラインナップに加え、販売活動をさらに加速していきます。

- (注) 1. 特定の業界や業務に関する知識や知見のことです。
2. NTT ドコモビジネス株式会社のデータ利活用基盤「SDPF (Smart Data Platform)」のコアとなる IaaS メニューとして、DX に必要なネットワーク、データセンター、マネージドサービスが連携した高品質・高信頼な企業向けサービスです。顧客のデータ利活用と DX 推進を強力に支援します。
3. exaBase Studio とは、AI エージェント開発・運用プラットフォームです。自律型を含めた AI エージェントを顧客が内製し、業務データを活用しつつ、人と対話することで育てていくプラットフォームとして利用可能です。
4. 株式会社ドコモ gacco が、「exaBase ロープレ」を OEM 採用「gacco ロープレ」として提供（2024 年 10 月 11 日）

b. 資本提携の内容

当社は、本自己株式処分により、処分先の NTT ドコモビジネス株式会社に対して 470 百万円相当の当社普通株式（以下、「本株式」）1,214,400 株を割り当てました。本資本業務提携により当社グループ及び処分先間でさらに強固な協力体制を築き、事業の推進をより確実なものにすること並びに共同事業の開発資金の調達を目的としております。本資本業務提携を実施することは、中長期的な視点から今後の分割会社の企業価値、株主価値の向上にも繋がり、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、処分先は原則として本株式を長期的に継続して保有する方針であることから、今回の処分数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、合理的であると判断いたしました。

(エ) 第三者割当による自己株式の処分の概要

(1) 払込期日	2025年6月16日
(2) 処分株式の種類及び株式数	普通株式 1,214,400株
(3) 処分価格	1株につき387円
(4) 処分価格の総額	469,972,800円
(5) 処分先	NTTドコモビジネス株式会社
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

② 新株予約権（ストック・オプション）の発行

当社は、2025年7月24日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

ア スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

(ア) 新株予約権の発行要項

a. 新株予約権の名称

第25回新株予約権

b. 新株予約権の付与対象者と総数

(a) 当社取締役3名 6,200個

(b) 当社従業員3名 3,400個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

c. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は、当社普通株式100株とする。

- d. 新株予約権の払込金額
新株予約権1個あたりの発行価額は、350円とする。
- e. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (a) 新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」）に付与株式数を乗じた金額とする。
 - (b) 行使価格は、金449円とする。
- f. 新株予約権を行使することができる期間
 - (a) 2027年7月1日から2035年8月7日までとする。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ii. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から、上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(イ) その他の新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、2027年3月期から2029年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結売上高が、下記(a)又は(b)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を権利行使することができる。
 - (a) 17,500百万円を超過している場合：行使可能割合50%
 - (b) 20,000百万円を超過している場合：行使可能割合100%
- i. なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社の有価証券報告書の数値を参照するも

のとし、決算期の変更、適用される会計基準の変更、国際財務報告基準の適用、その他当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

- ii. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iv. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(ウ) 新株予約権を割当てる日

2025 年 8 月 8 日

4. 承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当事項はありません。

5. 効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社の 2025 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件吸収分割の効力発生日以降における分割会社及び承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件吸収分割の効力発生日以降において、分割会社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、分割会社及び承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件吸収分割の効力発生日以降における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

株式会社エクサウィザーズ（以下「甲」という。）と株式会社 Exa Enterprise AI（以下「乙」という。）は、甲の HRTech 事業（テクノロジーを活用した人事領域における各種支援に関する事業。以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社エクサウィザーズ
住所：東京都港区芝浦四丁目 2 番 8 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社 Exa Enterprise AI
住所：東京都港区芝浦四丁目 2 番 8 号

第 3 条（承継する権利義務等）

- 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
- 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。

第 4 条（分割対価）

乙は、本分割に際して、一切の対価を甲に交付しない。

第 5 条（乙の資本金及び準備金）

本分割により、乙の資本金及び準備金の額はいずれも増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 4 月 1 日とす

る。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本事業について、競業避止義務を負わない。

第 8 条（本契約の変更、解除及び終了）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意のうえ、本契約を変更し、又は解除することができる。

第 9 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議のうえ、これを定める。

(以下余白)

別紙 1

本契約の成立を証するため、本書 1 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ甲が原本を保有して乙はその写しを保有する。

2026 年 2 月 12 日

甲：東京都港区芝浦四丁目 2 番 8 号
株式会社エクサウィザーズ
代表取締役 春田 真

乙：東京都港区芝浦四丁目 2 番 8 号
株式会社 Exa Enterprise AI
代表取締役 大植 択真

別紙 承継権利義務明細書

甲は、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、承継対象外財産を除き、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。なお、下記の金額は 2025 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、当該金額に効力発生日の前日までの増減を加除した数値となる。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

売掛金 101,972,811 円

前払費用 2,749,367 円

(2) 固定資産

ソフトウェア 104,263,459 円

2. 承継する負債

(1) 流動負債

前受金 39,676,391 円

未払金 48,996,444 円

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本分割において、甲の従業員との間で締結している雇用契約の承継は行わない。ただし、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第 5 条に基づき異議を申し出た従業員との雇用契約は除く。

(2) その他の契約等

本事業に関する契約上の地位及びこれらの契約に関連して発生した一切の権利義務。ただし、次に掲げる契約及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務は除く。

- ① 承継に相手方の承諾が必要な契約のうち、相手方の承諾がないもの
- ② 甲及び乙が承継対象から除外することを別途合意したもの

以上

承継会社の最終事業年度の末日（2025年3月31日）における貸借対照表

株式会社 Exa Enterprise AI

（単位：百万円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	925	流動負債	551
現金及び預金	599	未払金	340
売掛金	281	未払法人税等	92
未収入金	41	未払消費税等	68
前払費用	3	前受金	49
その他	0	その他	0
		負債合計	551
固定資産	187	純 資 産 の 部	
無形固定資産	185	株主資本	561
ソフトウェア	185	資本金	100
投資その他資産	2	資本剰余金	232
繰延税金資産	2	資本準備金	200
その他	0	その他資本剰余金	32
		利益剰余金	229
		その他利益剰余金	229
		繰越利益剰余金	229
		資本金合計	561
資産合計	1,113	負債及び純資産合計	1,113